

無料

40歳から74歳までの刈谷市国民健康保険加入の人へ

年に1度の**特定健診**を受けましょう

問 国保年金課 (☎62-1206) ID 1003211

特定健診は、生活習慣病の発症前の段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査です。3月末に受診券（オレンジ色の封筒）を発送していますので、同封の案内をご覧ください。

知っていますか？

内臓脂肪が増加すると、血糖・血中脂質・血圧を上昇させ、糖尿病・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病の原因となります。生活習慣病の予防・早期発見には、特定健診の継続受診が効果的です。自分の健康状態を把握し、生活習慣を見直す良い機会ですので、ぜひ受診しましょう。

Q. 会社の健康保険組合などに加入している人はどうしたら受診できますか？

A. 特定健診は加入する医療保険者が実施します。勤務先の担当部署に問い合わせてください。

Q. 75歳以上の人は受診できますか？

A. 特定健診は受診できませんが、後期高齢者健康診査を無料で受診できます。

がん検診も一緒に受けることで、さらに効果的に！

受診券に同封されているがん検診等受診券で、同時にがん検診も受診できます。詳しくは、健康推進課 (☎23-9559) へ。



特定健診を受診または健診結果を提供して賞品を当てよう！

賞品 ▶刈谷市商店街連盟商品券2,000円分…20人

▶天然温泉かきつばた利用券…50人（刈谷ハイウェイオアシス(株)天然温泉かきつばた提供）

対 ①令和6年度に市から送付された受診券で特定健診を受診した人

②①以外で4月1日以降に特定健診に相当する健診（事業所健診・人間ドックなど）を受診し、健診結果を提出した人

申 ①申込不要

②令和7年1月31日(金)までに、結果票の写しを直接、国保年金課へ。

※②で郵送提出を希望の場合は、電話で国保年金課へ。

※抽選は令和7年2月下旬に行い、3月中旬に賞品を発送します。当選結果の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。



若年がん患者の在宅サービス利用料・福祉用具の購入費助成

問 健康推進課 (☎23-9559) ID 1014009

助成金額 サービス利用料などの10分の9の額（1円未満切り捨て）で、1カ月あたり上限54,000円

対象のサービスなど

在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護など
福祉用具の借用	手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床擦れ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排せつ処理装置など
福祉用具の購入	腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分など

対 次の全てに該当する人

▶サービス利用または用具の借用や購入をする日において、市内に住民登録がある40歳未満

▶末期がん患者（医学的知見に基づき、がんにより回復の見込みがない状態に至ったと認められた人）

▶在宅での療養生活の介護および支援が必要な人

申 サービス利用などをした月の末日から1年以内に、申請書・同意書・医師の意見書（市HPでダウンロード）、サービス利用などをした月およびサービス利用料が分かる領収書などを郵送または直接、保健センター（〒448-0858 若松町3-8-2）へ。

注意事項 ・医学的知見に基づき、がんにより回復の見込みがない状態に至ったと認められた月以後に利用するもので、令和5年4月1日以降に利用したサービス利用料が対象
・他の市区町村などで助成を受けた内容は申請不可